

新発田市監査委員公表第2号

定期監査結果の公表について

令和4年度定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月14日

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 石 山 洋 子

令和４年度定期監査結果

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

１ 監査の概要

（１）監査を実施した者

監査委員 坂 上 徳 行

監査委員 石 山 洋 子

なお、石山洋子監査委員は、新発田市議会議員であるため、監査対象とした議会事務局及び選挙管理委員会事務局の所管事務事業のうち、自己に係る部分の監査については、地方自治法第１９９条の２の規定に基づき除斥した。

（２）監査の種類

定期監査

（３）監査の対象

ア 監査の対象課、機関、局等

① 議会事務局

② 市長の事務部局

総務課、人事課、財務課、契約検査課、情報政策課、収納課、市民生活課、地域安全課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、健康推進課、スポーツ推進課、保険年金課、新発田駅前複合施設、商工振興課、観光振興課

③ 会計課

④ 教育委員会の事務部局

学校教育課、中央図書館、歴史図書館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館、青少年健全育成センター、児童センター

⑤ 選挙管理委員会事務局

⑥ 藤塚浜財産区

イ 監査の対象範囲

① ５月に実施した課等にあつては、令和３年度の財務及び事業管理に関する事務と令和３年度及び４年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

② １０月以降に実施した課等にあつては、令和４年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和３年度及び４年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、法令等に従い適正に処理されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性といった観点についても留意し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 指定管理者との年度協定の締結、委託料の支払い、実績報告等は、適正に行われているか。なお、指定管理者の指定後、最初の監査であるときは、一連の指定手続が法令等に基づき適正に行われているかどうかについても実施する。
- ⑤ 出勤簿、休暇整理簿、時間外（休日）勤務命令簿、週休日の振替簿・代休日指定簿及び出張命令簿が、正確に記載され、適正に処理されているか。また、時間外勤務手当、旅費の支給は適正であるか。
- ⑥ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑦ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑧ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑨ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所

監査委員事務局

(6) 監査の実施期日

令和4年5月10日から令和5年2月10日まで

(7) 監査の方法

監査開始前に所属長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

上記「監査の着眼点及び主な実施内容」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、行政の組織及び運営の合理化におおむね努めているものと認めたが、次に掲げるとおり、一部に是正、改善又は注意を要する事項があった。

市の財務に関する事務の執行では、契約事務の執行について、特に、予算規則において、あらかじめ執行伺を作成し決裁を受けることとされ、記入しなければならない項目も定められているが、執行伺がおこなわれていないもの、添付書類が不足している事例が多数確認された。

契約は、公共性の確保、経済性の確保、履行の確保を兼ね備え、適正に契約事務を行わなければならない。今後は、規則等に基づいた事務の履行が確保されるよう要望する。

補助金交付事務では、交付申請から額の確定までの一連の事務処理の過程で不整合な部分が見られ、適正な審査に基づき交付したとみなしがたい事例が確認された。新発田市補助金等交付規則に基づき適正に行い、かつ交付決定の際に付した条件が遵守されるよう要望する。

また、市の経営に係る事業の管理では、文書事務について、文書等は、行政活動の基本的、かつ、不可欠な伝達手段であるとともに、情報公開及び個人情報保護の対象であるため、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常に整理して事務の効率的な運営を確保するように努め、処理後の保管及び保存を適正に行わなければならない。

新発田市文書管理規程と異なる処理をしている事例が全ての課に確認され、全庁的に文書事務の基本的な手続きが理解されていなかった。職員の資質向上にむけ、基本的なことから実務に沿った研修を継続的に行うことを要望する。

なお、指摘まで至らないが軽微な注意事項がすべての部署において必ず確認された。この軽微な事項の積み重ねが、やがて大きな問題となり市民の信頼を失いかねない。

今後は、軽微な注意事項がなくなるよう、所属長をはじめ、部署全体で取組むよう要望する。

監 査 対 象	監 査 年 月 日	特 記 事 項
議 会 事 務 局	令和 4 年 1 1 月 8 日	おおむね適正と認めた。
総 務 課	令和 5 年 2 月 9 日 ～ 1 0 日	① 支払期限の遅延による損害賠償金の支払事案があった。 ② 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
人 事 課	令和 4 年 1 1 月 1 日	① 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 職員駐車場使用許可に係る事務手続及び事務処理について、新発田市職員用駐車場の管理及び使用に関する規程に基づいた処理がされていなかった。 ③ 文書処理について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものが多数見受けられた。
財 務 課	令和 4 年 1 0 月 4 日	おおむね適正と認めた。
契 約 検 査 課	令和 4 年 1 1 月 1 0 日	おおむね適正と認めた。
情 報 政 策 課	令和 5 年 1 月 1 9 日 ～ 2 0 日	おおむね適正と認めた。
収 納 課	令和 4 年 1 0 月 2 7 日	おおむね適正と認めた。
市 民 生 活 課	令和 4 年 1 1 月 1 7 日 ～ 1 8 日	契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
地 域 安 全 課	令和 5 年 1 月 1 0 日 ～ 1 1 日	① 補助金交付事務について、適正な審査に基づき交付したとみなしがたいものが見受けられた。 ② 文書処理について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものが多数見受けられた。
豊 浦 支 所	令和 4 年 1 0 月 1 8 日	おおむね適正と認めた。
紫 雲 寺 支 所	令和 4 年 5 月 1 0 日	おおむね適正と認めた。
加 治 川 支 所	令和 4 年 5 月 1 7 日	おおむね適正と認めた。
健 康 推 進 課	令和 4 年 1 1 月 1 5 日 ～ 1 6 日	契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
ス ポ ー ツ 推 進 課	令和 5 年 1 月 2 4 日 ～ 2 5 日	補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。

保 険 年 金 課	令和 4 年 1 1 月 2 4 日 ～ 2 5 日	① 支払期限の遅延による損害賠償金の支払事案があった。 ② 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
新 発 田 駅 前 複 合 施 設	令和 4 年 1 0 月 1 1 日 ～ 1 2 日	① 駐車場使用料の返金処理について、新発田駅前複合施設設置及び管理に関する条例施行規則と異なる事務処理があった。 ② 文書処理について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものが多数見受けられた。
商 工 振 興 課	令和 5 年 2 月 7 日 ～ 8 日	補助金交付事務について、適正な審査に基づき交付したとみなしがたいものが見受けられた。
観 光 振 興 課	令和 5 年 2 月 2 日 ～ 3 日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理や補助金等の見直し方針の基準に該当するものがあった。 ② 行政財産使用料について、使用料の算出に誤りがあった。 ③ 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ④ 文書処理について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものが多数見受けられた。
会 計 課	令和 5 年 1 月 5 日	おおむね適正と認めた。
学 校 教 育 課	令和 5 年 1 月 1 2 日 ～ 1 3 日	契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
中 央 図 書 館	令和 4 年 1 0 月 1 1 日 ～ 1 2 日	おおむね適正と認めた。
歴 史 図 書 館	令和 4 年 1 0 月 1 3 日	① 協力謝礼の支払処理について、新発田市予算規則等と異なる事務処理があった。 ② 文書管理について、新発田市文書管理規程と異なる管理があった。
紫雲寺地区公民館	令和 4 年 1 2 月 2 2 日	おおむね適正と認めた。
加治川地区公民館	令和 4 年 5 月 1 9 日	体育施設使用料の減免による端数処理で、所管課と異なる計算方法により算定しているものがあった。
青 少 年 健 全 育 成 セ ン タ ー	令和 5 年 1 月 1 7 日	契約事務について、適正を欠く事務処理がものがあった。
児 童 セ ン タ ー	令和 5 年 1 月 1 7 日	おおむね適正と認めた。

選挙管理委員会 事務局	令和 5年 1月31日	おおむね適正と認めた。
藤塚浜財産区	令和 4年 5月10日	おおむね適正と認めた。